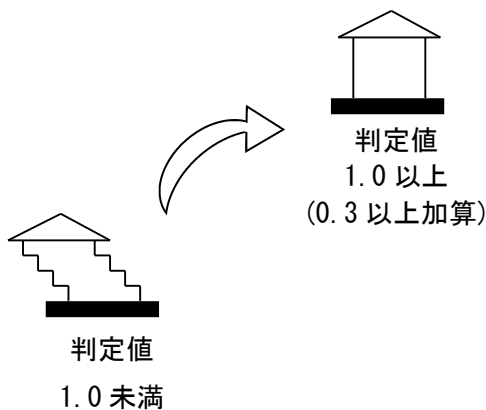
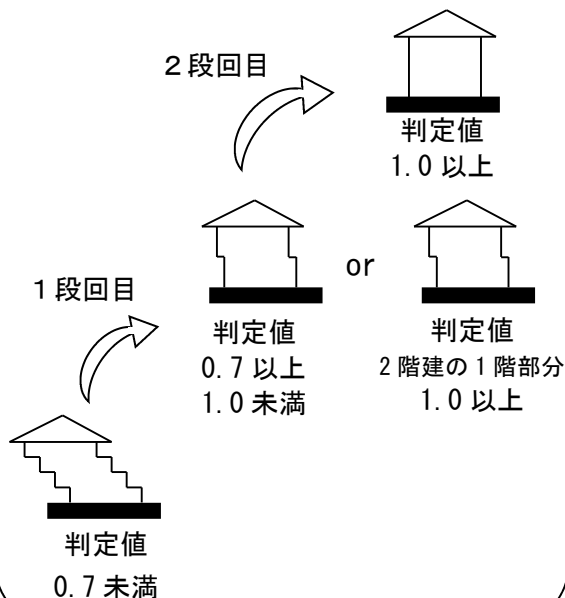


補助金申請用マニュアル

一般改修



段階的改修



- § 1 木造住宅耐震改修工事助成の流れ
- § 2 補助対象住宅、補助申請者、補助対象工事、補助金対象工事費
- § 3 事前協議
- § 4 交付申請
- § 5 着手届
- § 6 中間検査
- § 7 変更
- § 8 中止
- § 9 完了実績報告書
- § 10 補助金の請求
- § 11 補強計画の考え方
- § 12 工事における注意事項
- § 13 写真の撮り方

目次

§ 1 木造住宅耐震改修工事助成の流れ

木造住宅耐震改修工事助成の流れ	P. 3
-----------------------	------

§ 2 補助対象住宅、補助申請者、補助対象工事、補助金対象工事費

(1) 補助対象住宅	P. 4
(2) 補助申請者	P. 5
(3) 補助対象工事	P. 6
(4) 補助金対象工事費	P. 7

§ 3 事前協議

(1) 事前協議に要する書類	P. 9
(2) 事前協議における確認事項	P. 10

§ 4 交付申請

(1) 必要書類	P. 11
(2) 申請書作成上の注意	P. 13
(3) 見積書	P. 14

§ 5 着手届

(1) 必要書類	P. 15
(2) 請負契約書	P. 15

§ 6 中間検査

中間検査について	P. 16
----------------	-------

§ 7 変更

(1) 変更申請について	P. 17
(2) 必要書類	P. 17

§ 8 中止

(1) 工事の中止について	P. 18
(2) 必要書類	P. 18

§ 9 完了実績報告書

必要書類	P. 19
------------	-------

§ 10 補助金の請求

補助金の請求について	P. 20
------------------	-------

§ 11 補強計画の考え方

(1) 補強後の耐震性の決定	P. 21
(2) 補強計画	P. 21
(3) 申請時の注意事項	P. 24
(4) その他の建築基準法について	P. 25
(5) よくある質問について	P. 25

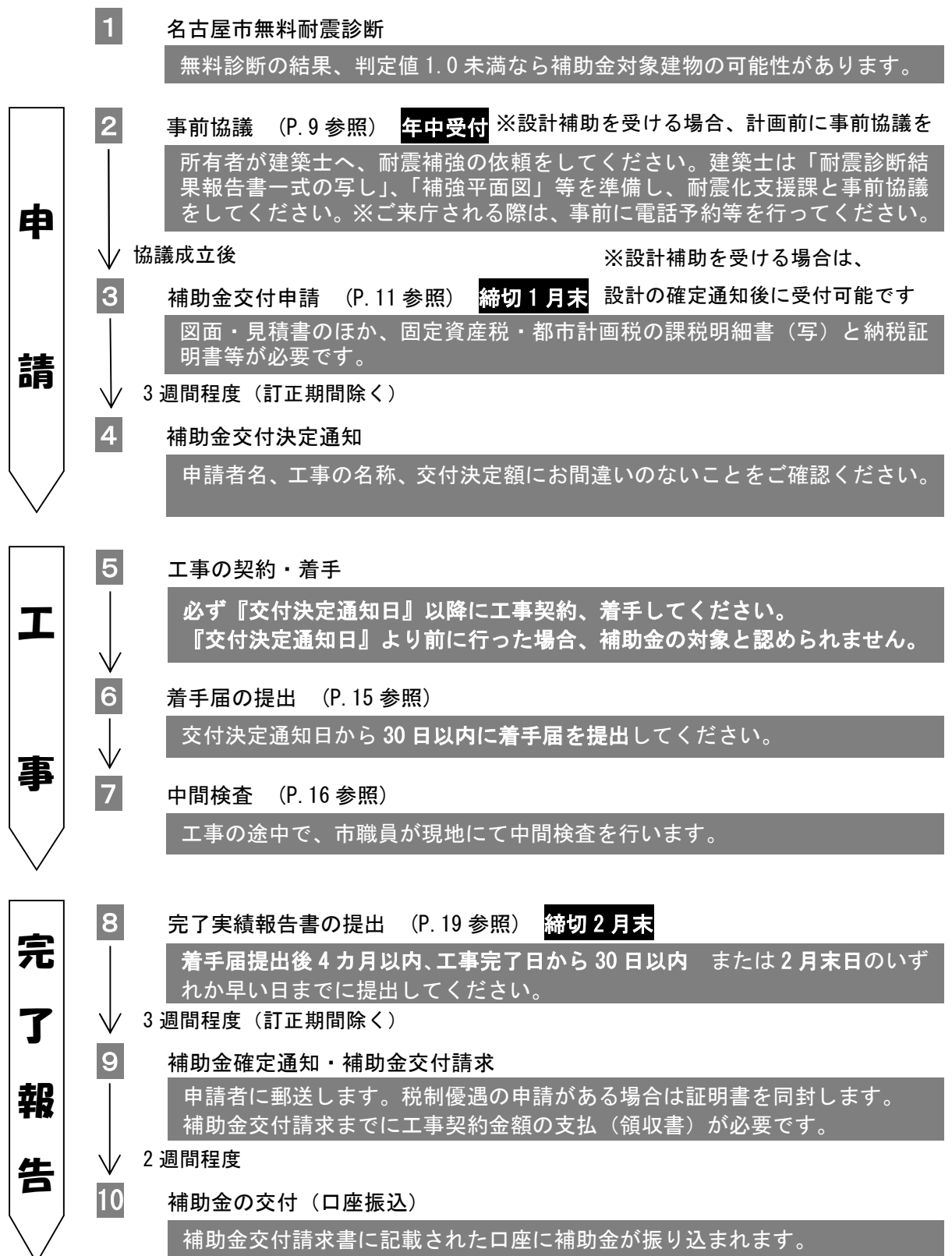
§ 12 工事における注意事項

工事における注意事項	P. 26
------------------	-------

§ 13 写真の撮り方

(1) 写真の撮り方	P. 28
(2) 写真の整理	P. 28
(3) 撮影例	P. 29

§ 1 木造住宅耐震改修工事助成の流れ



※代理受領制度を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。

（詳しくは代理受領制度の案内を参照ください。）

※補助金の申請手続きに必要な様式（「名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱」に定める様式）については、耐震化支援課にて配布・名古屋市ウェブサイトに掲載しております。

§ 2 補助対象住宅、補助申請者、補助対象工事、補助金対象工事費

(1) 補助対象住宅

- 名古屋市の行った診断または愛知県建築住宅センターの診断の結果、判定値が 1.0 未満である木造住宅 【段階的改修は、0.7 未満（名古屋市等の診断が 1.0 未満で補強前の判定値が 0.7 未満のものを含む）】
平成 14 年度までの名古屋市建築保全公社での診断または平成 17 年度までの愛知県建築住宅センターでの診断で、得点が 80 点未満の木造住宅 （段階的改修は、60 点未満）
- 昭和 56 年 5 月以前に着手され、かつ、名古屋市内に建築で、階数が 2 階建て以下のもの（プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外）
- 明らかに建築基準法第 6 条第 1 項に規定される建築基準法令の規定に違反していないもの
- 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの
- 課税対象に漏れが無いもの

課税漏れがある場合は、市税事務所固定資産税課の家屋担当者にその旨を伝え、適切な課税状況となるよう協議してください。協議の結果、課税漏れの期間を遡り固定資産税・都市計画税を徴収される場合があります。

(2) 補助申請者

●申請者について

申請者は『住宅の所有者』です。

住宅の所有者とは、以下の者のことをいいます。

- ・当該住宅の「固定資産税・都市計画税課税明細書」に記載のある所有者
- ・当該住宅の「登記簿謄本（全部事項証明書）」に記載のある所有者

共有または区分所有により住宅の所有者が複数名いる場合は、そのうちの一人が申請してください。また、下記の書類について、追加で提出が必要となります。

〔共有の場合〕

申請者が耐震改修工事を実施し、名古屋市の補助金の交付を受けることに関する共有者の同意を、申請者の責任において得たことを証する書面（書面の書き方についてはご相談ください。）

〔区分所有の場合〕

申請者が耐震改修工事を実施し、名古屋市の補助金の交付を受けることに関する区分所有者全員の同意を得たことを示す書面（書面の書き方についてはご相談ください。）

●所有者が亡くなっている場合について

所有者が亡くなっている場合については、以下の者が申請者となります。状況に応じて必要書類が変わるため、詳しくはご相談ください。

- ・遺産分割協議書等、書面にて相続人が明らかな場合は、その相続人

上記の場合、その書面の写しの提出が必要となります。

- ・遺産分割協議書等が無く、相続人が明らかでない場合は、法定相続人

法定相続人が1人のみの場合は以下の①、複数人の場合は①と②の提出が必要です。

①申請者が法定相続人の1人であることが判断できる書類

（所有者の戸籍謄本、平成改正原戸籍、除籍謄本等）

②申請者が耐震改修工事を実施し、名古屋市の補助金の交付を受けることに関する法定相続人の同意を、申請者の責任において得たことを証する書面（書面の書き方についてはご相談ください。）

(3) 補助対象工事

●一般改修

名古屋市の無料耐震診断または愛知県建築住宅センターの診断を受けた結果、判定値が1.0未満の住宅を、判定値が1.0以上（名古屋市等の診断または補強前の判定値から0.3以上加算）となる補強計画に基づく補強工事

愛知県建築住宅センターまたは旧名古屋市建築保全公社が実施する耐震診断の結果が80点未満の住宅を、判定値が1.0以上となる補強計画に基づく補強工事

●段階的改修（一段階目）

名古屋市の無料耐震診断または愛知県建築住宅センターの診断を受けた結果、判定値が0.7未満の住宅（名古屋市等の診断が1.0未満で補強前の判定値が0.7未満のものを含む）、もしくは愛知県建築住宅センターまたは旧名古屋市建築保全公社が実施する耐震診断の結果が60点未満の住宅について、以下の①もしくは②の補強工事。

①判定値が0.7以上1.0未満となる補強計画に基づく補強工事

②2階建ての1階の判定値を1.0以上となる補強計画に基づく補強工事

※段階的改修（一段階目）②において、補強するまたは接合部Ⅰとする1階の柱は、（二段階目）で補強する必要がないように計画してください。

●段階的改修（二段階目）

名古屋市の段階的改修（一段階目）の耐震改修工事を行い、補助金の交付を受けた住宅について、判定値が1.0以上となる補強工事

補強計画とは？

- 愛知県 「改訂(第4版) 愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」によるもの
- （一財）日本建築防災協会
「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるもの
- （一財）日本建築防災協会の技術評価を受けたもの
- 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会
「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」（最新版）によるもの

※参考：（一財）日本建築防災協会及び愛知建築地震災害軽減システム研究協議会はウェブサイトもございます。

※他の制度による補助等を受けている場合は、補助対象工事から除かれる場合があります。

(4) 補助金対象工事費

- 補助金対象工事費は、耐震改修工事に要する費用が対象となります。

必ず『交付決定通知日』以降に契約をしてください。

交付決定通知日より前に、契約及び領収を行っている場合は補助金の対象と認められませんので、ご注意ください。

- 補助金対象工事費は、原則補強工事をするのに必要な最低限の部分の工事費に限られます。

最低限の部分とは？

- 範 囲：原則、壁については、当該補強壁部分とし、天井・床については当該補強壁の工事側の3尺程度を補助対象範囲とします。
- 工事費：上記範囲内の撤去・処分、補強、現状復旧の経費

- 補強計画に要する費用（現場監理費用含む）は、補助対象外です。

- 補助金対象工事費には、基本的に消費税額を含めることができますが、確定申告の際に交付申請額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額で申請する必要があります。（課税事業者の場合、必要となる場合があります。）

- 上記範囲以外の工事費および住宅の耐震性向上とならない工事は、リフォーム工事扱いとなり、補助対象とはなりません。

リフォーム工事の例

- 屋根軽量化・耐震診断上の劣化改善を目的としない屋根の葺き替え
- ブロック塀の補強工事
（ブロック塀の補強ではなく撤去する場合は、「名古屋市ブロック塀等撤去助成」があります。助成を受けるには、別途工事前に申請が必要です。）

補助金額の算定方法

区 分			一般世帯	非課税世帯
補 助 率			補助金対象工事費の 4 / 5 以内	補助金対象工事費の 4 / 5 以内
限 度 額	一般 改修	戸建住宅	1 1 5 万円／戸	1 6 5 万円／戸
		長屋 共同住宅	1 0 0 万円／戸	1 5 0 万円／戸
	段階的 改修	1 段階目	4 5 万円／戸	7 0 万円／戸
		2 段階目	5 5 万円／戸	8 0 万円／戸

●「補助金対象工事費 × 4 / 5」と上記限度額のいずれか小さい額が補助額となり、千円未満の端数は切り捨てです。

●長屋・共同住宅の場合

補助限度額が、戸数に応じた金額となります。

例 5戸の一般世帯で一般改修を行った際の補助金限度額

$$100 \text{ 万円} \times 5 \text{ 戸} = 500 \text{ 万円}$$

※耐震改修工事助成を申請する住戸と同一の住戸に居住する方が「名古屋市耐震シェルター等設置補助金」を受けていた場合、その額が上記金額より差し引かれます。

※精密診断法による耐震改修設計助成もありますので、詳しい内容は窓口までお問い合わせください。

§ 3 事前協議

(1) 事前協議に要する書類

◆印のものは、必ずお持ちください。

◆●耐震診断結果報告書一式の写し

確認印のあるものに限ります。

●確認済証の写し、確認申請時の図面

お持ちでなければ不要です。新築・増築の時期や形状確認等の為、ある場合にはお持ちください。

◆●配置図または建築物概要に関する報告書

配置図の場合、以下のものを明記してください。

- ・建築面積、床面積
- ・建蔽率、容積率（用途地域、法定率も記入してください。）
- ・道路幅員、敷地寸法、敷地内建築物

（※建築物概要に関する報告書は、耐震化支援課にて配布・名古屋市ウェブサイトに掲載しております。）

◆●補強平面図、補強立面図

- ・現況から補強後、どのようになるかわかるものとしてください。
- ・耐震性を評価している壁（既存仕上含む）、施工面がわかるようにしてください。
- ・外部からの施工（劣化改善含む）が無い場合、立面図は省略できます。
- ・接合金物を使用する場合、N値計算結果もしくは使用する金物がわかるようにしてください。
- ・有開口壁を耐力評価する場合は、平面図の開口部に「窓型」か「掃出型」を明記してください。

●補強詳細図

補強方法が確認できるもの。事前協議時点である場合はお持ちください。

●耐震補強後の建物の耐震診断の判定値が確認できる計算書等

【現況の平面図・再計算書等が必要な場合】

無料診断の結果よりも上部構造評点が下がり、現況再計算書等の結果を基準として補強計画を作成する場合は、無料診断とは別に現況の平面図再計算書等が必要となります。

例 1： 無料診断 0.8⇒現況再計算 0.7 補強で 0.30 加算して 1.0 以上とする。

例 2： 無料診断 0.8⇒現況再計算 0.5 段階的改修 1 回目で 0.70 以上とする。

●段階的改修（1段階目）の場合、建物全体の判定値を 1.0 以上にする（2段階目）補強計画図および補強後の耐震診断の判定値が確認できる計算書等

(2) 事前協議における確認事項

- 補強後の判定値が1.0以上であること
(段階的改修一段階目の場合は0.7以上あるいは2階建ての1階が1.0以上であること)
- 補強箇所・補強方法が適切であること
2階建ての1階を1.0以上とする段階的改修一段階目の場合、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」(保有耐力診断法に限る。)に基づき算出した各階及び各方向の「耐力要素の配置等による低減係数」の値または「偏心率と床仕様による低減係数」の値が低下していないことを、設計士で確認してください。
- 補助対象範囲・補助金対象工事費について
- 申請住宅が明らかに建築基準法第6条第1項に規定される建築基準法令の規定に違反していないものであること
- 他の補助事業等の区域内であるかどうか
以下の地区内に該当するかどうかについて申請前に必ず調べたうえで、該当する場合には、必ず関係部署と協議して下さい。
他に、土地区画整理事業法第76条第1項の規定による組合施行土地区画整理事業に該当する場合には、各組合コンサルタントにお問い合わせ下さい。

事業区域と協議先

- ・住宅市街地総合整備事業【密集住宅市街地整備型】地区(筒井、大曽根北)
→ 各整備事業地区の事務所
- ・土地区画整理事業等(大曽根北、筒井、大高駅前、ささしまライブ24)
→ 各区画整理事業地区の事務所 or 市街地整備課
- ・町並み保存地区(有松、白壁、主税、檀木、四間道、中小田井)
→ 観光文化交流局 歴史まちづくり推進課
- ・都市計画施設内
 - 道路 → 街路計画課
 - 公園 → 都市計画課

§ 4 交付申請

(1) 必要書類

- 民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 固定資産税・都市計画税課税明細書 写し【家屋（必須）・土地（所有者の場合）】直近のもの
※課税状況によっては、前年度分が必要になることがあります。
- 固定資産税・都市計画税納税証明書等【家屋（必須）・土地（所有者の場合）】

固定資産税・都市計画税納税証明書等とは以下の①～③のうち、いずれか 1 つです。

- | | |
|-----------------|------|
| ①納税証明書 | （原本） |
| ②口座振替による納付済額証明書 | （原本） |
| ③固定資産税・都市計画税領収書 | （写し） |

※前年度から直近の支払い期日分までのものを提出してください。

※家屋において、固定資産性・都市計画税の評価額が 20 万円未満の場合は、課税明細書、納税証明書の代わりに「固定資産税(家屋)評価額等証明書」を提出してください。

- 敷地案内図

住宅地図など

- 耐震診断結果報告書一式の写し
- 確認済証の写し
- 配置図または建築物概要に関する報告書
（※建築物概要に関する報告書は、耐震化支援課にて配布・名古屋市ウェブサイトに掲載しております。）
- 補強平面図、補強立面図
- 補強詳細図
- 耐震補強後の建物の耐震診断の判定値が確認できる計算書等
（設計者（建築士）の記名があるもの）
※精算法の計算書にも必要です。

『§ 3(1)事前協議に要する書類』（P.9 参照）

- 補助金の交付申請額計算書（様式第 2 号）
- 施工業者の見積書

消費税込、業者等の記名があるもの

非課税世帯は、下記書類▲の添付も必要になります。

▲住宅の所有者が複数にわたる場合は、全員の所有権を確認できる書類

※所有者が複数名にわたる場合は、全員の所有権を確認できる書類が必要です。

▲住宅の所有者の世帯全員の住民票の写し

※共有者がいる場合は、全ての共有者の世帯全員の住民票の写しが必要です。

※区分所有者がいる場合は、非課税証明書を提出できる区分所有者の世帯全員の住民票の写しが必要です。

※申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※マイナンバーが記載されていないものに限りします。

▲住宅の所有者の世帯全員の非課税証明書

非課税証明書（原本）は、過去2年分（非課税の証明申請時点において発行可能な最新の年度分とその前年度分のもの）を提出

※共有者がいる場合は、全ての共有者の世帯全員の非課税証明書が必要です。

※区分所有者がいる場合は、非課税世帯として補助金を受ける住戸について区分所有者の世帯全員の非課税証明書が必要です。

※申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※住宅の所有者が亡くなっており相続人が明らかでない場合は、法定相続人全員で共有という扱いになります。

※代理受領制度を利用する場合

申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことのできる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。（詳しくは代理受領制度の案内を参照ください。）

※設計補助を受ける場合の工事の補助金交付申請については、設計の確定通知後に受付が可能です。

(2) 申請書作成上の注意

● 申請者は適切ですか？

課税明細書の所有者が亡くなっている場合は、別途必要となる書類がありますので、
ご注意ください。 『§ 2(2) 補助申請者』(P. 5 参照)

● 課税対象に漏れはありますか？

漏れがある場合は、事前に市税事務所固定資産税課の家屋担当者と協議が必要となります。
『§ 2(1) 補助対象住宅』(P. 4 参照)

● 固定資産税・都市計画税を滞納していませんか？

固定資産税・都市計画税を滞納している場合は申請できません。(増改築部分も含む)
申請時において納付期限が到達しているものは、必ず期限ごとにおける納税、または
一括納税を行い、当該年度の納税証明書等(第一期分納期限以前に申請をされる場合
には、前年度のもの)を、市税事務所・各区役所で発行していただくことになります。
『§ 4(1) 必要書類』(P. 11 参照)

● 提出書類に個人番号(マイナンバー)が含まれていませんか？

個人番号(マイナンバー)を含む住民票等の書類は受理できませんのでご注意ください。
い。

● 書類に消せるボールペン・修正液・修正テープを使用していませんか？

理由を問わず消せるボールペンで記載している図書、修正液・修正テープを使用して
いる図書は受付できませんので、ご注意ください。

交付申請書(様式第1号)作成上の注意

● 申請年月日、耐震改修後の評点、工期予定、補助申請額は記入しないでください。 申請受理時に仮決定いたします。

● 建設時期は確認申請書の着手時期または課税明細書の建築年を記入してください。ただし、着 手が昭和 56 年の場合は、必ず月まで記入してください。

(3) 見積書

- 施工業者等の記名があるものを提出してください。
- 補助金対象工事費とそれ以外の部分を明確に分けて表記してください。

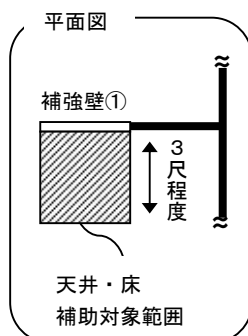
『§ 2(4) 補助金対象工事費』(P. 7 参照)

- できるだけ施工箇所ごとに分けて表記してください。
- 耐震改修工事見積とリフォーム工事見積を別で作成する場合、二重計上とならないように注意してください。

上述の場合、耐震改修工事とリフォーム工事と分けて契約をするのであれば、耐震改修工事見積の提出のみで可です。

(着手届に添付する契約書の写し・完了実績報告書に添付する領収書の写しも、耐震改修工事の分のみで可)

● 見積書作成例



補強壁①

筋かい 30×90 新設
構造用合板
仕口金物補強

見積書						
補強壁①						
項目		数量	単位	単価	金額	備考
既設解体		1	式	〇〇〇	〇〇〇	
筋かい	30×90	1	本	〇〇〇	〇〇〇	
構造用合板	3×6 板 厚 9mm	1.5	枚	〇〇〇	△△△	
金物		1	式	〇〇〇	〇〇〇	
施工費		1	式	〇〇〇	〇〇〇	
壁・天井復旧	珞仕上	3.5	m ²	〇〇〇	△△△	下地含
床復旧	フローリング	1	m ²	〇〇〇	〇〇〇	下地含

- 工事契約は、見積書と同じ金額で行うように、[施主・施工業者]と打合せをしてください。

§ 5 着手届

(1) 必要書類

- 民間木造住宅耐震改修促進事業着手届（様式第 4 号）

着手届は、交付決定通知のあった日から 30 日以内に提出してください。

※やむを得ない事情により着手を予定通りに実施できず、着手届を交付決定通知のあった日から 30 日以内に提出できない場合については、事前にご相談ください。

- 施工箇所ごとの着手前写真

劣化改善部分も含みます。

- 着手の状態が確認できる写真

工事に着手している状態の写真の提出をお願いします。
1 箇所で構いません。

- 契約書の写し

下記『(2) 請負契約書』を参照

(2) 請負契約書

- 交付決定後に金額の変更等のある場合は、P.17 の「§ 7 変更 (1) 変更申請について」を参照してください。
- 収入印紙が適切なことを確認してください。
- 工事注文書および工事注文請書の形式で契約する場合は、両方とも写しの提出を要します。
- 工事の変更等で、申請時と異なる見積書となる場合はあらかじめ見積書や図面等を提出していただき、担当者と打合せ後に契約してください。

契約は必ず交付決定通知日以降に行ってください。

§ 6 中間検査

中間検査について

- 中間検査の日程は、着手届提出時に職員と調整してください。
- 中間検査の箇所は補強箇所を対象としていますので、検査時には筋かい、仕口金物、構造用合板などの補強の状況がわかるようにしてください。

構造用合板・筋交や柱仕口金物等の接合状況・補強部材の施工状況等を確認いたしますので、可能な限り天井・床などは塞がないでください。

- 中間検査は、原則 平日午後 に行えるように調整をお願いします。
(日程等の詳細は担当者でご相談ください。)
- 中間検査時は、必ず設計者が事前に検査をした上で、立会いをしてください。

中間検査を実施できない事が無いよう、ご注意ください。

- 「なごや耐震改修推進設計者」が設計し、施工確認を行う住宅の場合は、中間検査を省略することができます。(省略する場合にご提出いただきたい参考様式は耐震化支援課にあります)
- 現地での検査に代わり写真で対応する場合があります。詳しくは、耐震化支援課の職員と調整してください。

§ 7 変更

(1) 変更申請について

- 現場で取り壊しをした状況などにより、設計変更や追加工事、工事期間を延期する必要がある場合には、変更部分を施工する前や完了実績報告書の提出期限の前に、耐震化支援課の担当者とは打ち合わせをしてください。

交付決定時の工事内容と異なる工事や不適切な工事を行う等で判定値が補助対象工事条件を下回る場合や、工事の着手・完了書類の提出期限を越える場合には補助金が交付できなくなることがあります。

- 変更申請が必要と判断された場合は、すみやかに変更承認申請書を提出してください。
変更承認申請書の提出が必要な場合の例

・見積金額が変更となり、補助金の額が変更となる。

変更承認申請書が不要な場合の例

・工事予定箇所（位置等）が変更となるが、見積金額に変更はない。
・追加工事が発生するものの、別契約である。
・追加工事が発生し見積金額が変わるが、補助金の額について変更がない。

※変更申請は不要となっても、完了実績報告書に変更内容書類の添付が必要な場合があります。
詳しくはご相談ください。

(2) 必要書類

- 民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書（様式第5号）

- 配置図または建築物概要に関する報告書
（※建築物概要に関する報告書は、耐震化支援課にて配布・名古屋市ウェブサイトに掲載しております。）
- 補強平面図、補強立面図
- 補強詳細図
- 耐震補強後の建物の耐震診断の判定値が確認できる計算書等
（設計者（建築士）の記名があるもの）
※精算法の計算書にも必要です。
- 補助金の交付申請額計算書（様式第2号）
- 施工業者の見積書

このうち変更となるもの

§ 8 中止

(1) 工事の中止について

- なんらかの理由により、工事の中止が決まった場合には、すみやかに耐震化支援課の担当者に連絡をし、補助金交付申請取下届を提出してください。

(2) 必要書類

- 民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届（様式第7号）

§ 9 完了実績報告書

必要書類

● 民間木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第 9 号）

申請書に記載のある建築士は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認・署名した上で、工事完了実績報告書を提出してください。
（ただし、監理業務請負契約を交わしている場合は、その請負者としてください。）
着手届の提出日から 4 か月以内、工事完了日から 30 日以内、または 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。

※やむを得ない事情により工事が完了できず、着手届の提出日から 4 か月以内・工事完了日から 30 日以内のいずれか早い日までに完了報告書を提出できない場合については、事前にご相談ください。ただし、2 月末日の期限を越える事はできません。

● 工事費請求書または領収書の写し

ただし、工事費請求書の場合は、すみやかに領収書の写しの提出が必要です。
領収書は業者の記名および収入印紙があるものに限ります。
領収書の宛名は原則、申請者（フルネーム）としてください。
領収書の但し書きは必ず記入してください。（例：耐震改修工事代金）
※補助金は、領収書の写しの提出後の振込みとなります。

※領収書のコピーにおいて、消費税の記載方法により、添付している印紙代が不足している場合があります。不足していると受理できませんので、国税庁の HP 等で内容をご確認ください。

● すべての補強箇所における施工前・施工中・完了時の状態がわかる写真

平面図に撮影箇所を記入し、すべての補強箇所の写真を撮り忘れないようご注意ください。
提出済みの写真は除きます。 『§ 13(1) 写真の撮り方』参照 (P. 28～P. 34)

● 所得税・固定資産税額の特別控除を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書

・ 所得税の場合

申請者の条件は、「当該住宅に居住し、その住宅を耐震改修した（耐震改修工事費を支払った）者」となります。条件に合わない場合は申請できません。

詳細については、最寄りの税務署へお尋ねください。

・ 固定資産税の場合（申請者の条件：50 万円以上工事費を負担した方）

市税事務所への減額措置の申告は、工事完了日から 3 ヶ月以内にしてください。

詳細については、担当区の市税事務所へお尋ねください。

※段階的改修一段階目の場合は、住宅耐震改修証明申請書の申請ができません。

● 補強平面図・補強計算書（申請時から変更のある場合）

申請時と補強の内容が変わった場合、変更内容の分かる書類添付が必要です。

§ 10 補助金の請求

補助金の請求について（様式第 11 号）

- 補助金交付請求書（様式第 11 号）の金額は、訂正ができませんので、ご注意ください。
- 補助金の振込先については、申請者の名前の口座としてください。
- 補助金の振込先の確認のため、口座名義人と口座番号が確認できるもの（キャッシュカード、通帳等）のコピーを添えてください。
- 補助金の支払いは、確定通知等の郵送後 2 週間程度（年末年始等を挟む場合はおよそ 3 週間程度）で口座に振り込まれます。
- 補助金交付を受けた年度終了後 5 年間（段階改修の場合は、2 段階目の改修が終わってから 5 年間）は、申請から交付に係わる書類を保存する義務があることを申請者にお伝えください。

※代理受領制度を利用する場合

申請者との契約により耐震改修工事を実施した者（工事施工者）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことのできる「代理受領制度」を利用する場合は、別途、代理受領に係る手続きが必要です。（詳しくは代理受領制度の案内を参照ください。）

§ 11 補強計画の考え方

(1) 補強後の耐震性の決定

- 工事費用と補強後の耐震性（判定値 1.0 以上や段階的改修の 1 段階目等）をどの程度にするかという目標設定については、建築主と設計士でよく相談して決定してください。工事開始後の予想外の事態も想定し、目標の評点ギリギリではなく、ある程度余力のある計画をしてください。

(2) 補強計画

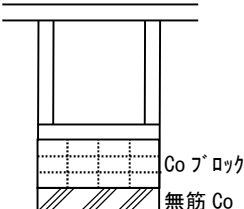
事前調査	詳細な現地調査および確認申請図面等により、診断報告書を照合・確認し、診断時には確認できなかった情報等不足している部分を再調査してください。
地盤・基礎	・ 地盤の評価を変えることは困難ですが、基礎のひび割れについてはその程度により補強することで評価を上げることができますので、現地でのひび割れの巾、深さ、場所等を確認してください。（無筋の基礎のひび割れをエポキシ補強する場合については、評価を上げることは出来ません。） ・ 半島型の基礎は、引き抜き力に対してより有効に働くよう、他の基礎とつなげるなど、改善されることが望ましいです。 ・ 柱じか置きの玉石等の基礎は、足固めをすることによって評価を上げることができる場合がありますので、ご相談ください。
柱の切欠きについて	柱の断面積を 1/3 以上切欠いている場合については、その部分を補強する必要がありますので、ご注意ください。
建物の形・壁の配置	建物の重心位置と剛心位置をなるべく近づけるように、バランスよく耐力壁の配置をし、両端 1/4 内の壁量を満足するように計画することで、評点が上がります。2 階建ての場合は、2 階の壁の位置も考慮し、水平面の剛性を高める等、補強壁が有効に働くようにしてください。

接合部	・ 接合部Ⅲ「ほぞ差し、釘打ち、かすがい等（構面の両端が通し柱の場合）」と評価できるのは、通し柱に挟まれた構面または区間の壁についてです。総2階の四隅すべてが通し柱であったとしても、建物全体を接合部Ⅲとできない場合がありますのでご注意ください。 - また、無料耐震診断結果報告書の計算書が接合部Ⅲとなっている場合で上記に当てはまらないのであれば、接合部Ⅳとして評価してください。
柱仕口金物	・ 柱仕口金物の補強で <u>1階柱脚部に「と（15kN）」以上の金物を設置して接合部Ⅰとする場合</u>、M16のアンカーボルトを設置する必要があります。<u>「オメガコーナー15kN用・ミドルコーナー15・オメガコーナー20kN用・ヘビーコーナー20」等のアンカーボルトの無いタイプの金物の場合</u>、別途土台と基礎をM16のアンカーボルトで接合する必要があり柱芯から200mm以内に設置する・座金はW9.0×80角以上を使用する等、金物毎にメーカーの規定がありますのでご注意ください。（その他の構造方法により、その部分の存在応力を伝えるように緊結したものを除きます。）
筋かい・壁の割合	耐力壁を設ける場合は、壁の浮き上がりに対処できるようにし、あまり高倍率の耐力壁（壁倍率4倍以上）を多用しないでください。やむを得ず計画する場合は、その耐力壁に対し十分な基礎があることを確認してください。また、水平剛性（構造用合板、火打梁等）が無いと耐力壁が有効に働かないので、注意してください。
劣化度	劣化度を上げる場合は、その改善方法を明確にしてください。構造体に腐朽等影響が出ている場合もありますので注意してください。

●Wee2012 における注意事項

- 「診断専用」と記述されている耐力要素は、補強計画時において新たに付加する部材としては用いることはできません。（「診断専用」の耐力要素について、診断時に耐力に評価していても、補強時に一度外して付け直した場合は評価できません。）
- 一般診断法を採用する場合において、診断時に劣化がある場合は、改修工事において劣化箇所を全て改善したとしても、劣化度による低減係数を 1.0 とすることはできません。（最大で 0.90 です。）
- 土壁は、塗り厚だけでなく、梁まで達しているか、7 割以上あるかどうかまで判断してください。
- 有開口壁の耐力は、垂れ壁（高さ 360 mm 以上）のみを有するものを掃き出し型開口壁、垂れ壁と腰壁と有するものを窓型開口壁（開口高さ 600 mm～1200 mm 程度）として入力してください。ただし、上下に横架材が無い場合には壁として耐力評価をすることはできません。
- 部分的な基礎補強を行う場合には、以下の条件を満たす補強がされている場合のみ、基礎の評価を上げることができます。
 - ①耐力壁が壁線の隅に存在する場合、壁端部の柱から 1.8m 以上の基礎が補強されている。
 - ②耐力壁が壁線の中に存在する場合、壁端部の柱から両側 0.9m 以上の基礎が補強されている。
- 補強計画時において、「不明」の入力はできません。（芯も含みます）

(3) 申請時の注意事項

基礎	・浴室周りなどは、基礎の上にコンクリートブロックがある場合が多く、その上を補強する場合には、補強後の壁の基礎仕様を「Ⅲ」にしてください。 (原則コンクリートブロックの上の壁は、壁基準耐力を無視するのが望ましい。) 
壁	・換気扇等の開口でφ150を超えるものは原則、耐力壁として評価できません。 ・2階の外壁モルタル面に下屋がかかる場合、評価できない場合があるので注意してください。 ・大臣認定の壁倍率の材料を使用する場合は、認定書の写し、認定番号の分かるパンフレットおよび施工標準図を添付してください。 ・日本建築防災協会に技術評価された材料を使用する場合は、技術評価書の写し、評価番号の分かるパンフレットおよび施工標準図を添付してください。 ・愛知建築地震災害軽減システム研究協議会にて評価された工法を使用する場合は、評価シートの写しおよび施工標準図を添付してください。(評価仕様と異なる計画(施工)は認められません。) ・施工者指定のある工法を使用する場合には、講習受講修了証等を添付してください。
劣化	・劣化を改善する場合は、図面に部位と改善方法の記載をしてください。
図面	・図面と見積り項目が一致しないといったことがあります。見積り項目が図面から読みとれるよう、キッチン、エアコン等が障害となり一時撤去が必要となる場合は、図面に記載してください。
申請不備の修正	・申請内容に不備等がある場合、修正が必要となります。場合によって、指摘させていただいた不備等を修正されずに修正書類を提出され、再度同じ指摘をさせて頂く事がございますので、ご注意ください。

(4) その他の建築基準法について

- 補強箇所については、建築基準法の現行構造規定を満足する必要がありますが、下記のような構造部分以外で建築基準法に適合しない場合等は、十分検討して法令違反とならないように施工してください。
 - ・開口部を耐力壁にすることで構造強度は増しても採光面積が不足する。
 - ・準防火地域で外壁を補強して延焼のおそれのある部分の防火構造が不適合となる。
- 改修に伴い増築工事を行う場合は、確認申請手続きが必要となる場合がありますので、建築審査課等と十分打ち合わせを行ってください。

(5) よくある質問について

Q 1 : 「耐震基準適合証明書」は発行してもらえますか。

A 1 : 名古屋市では証明書の発行は行っておりませんので、建築士等（※1）にご依頼ください。

Q 2 : 所得税や固定資産税の特例措置を受けるため、「住宅耐震改修証明書」または「増改築等工事証明書」が必要とのことですが、どこで発行していますか。

A 2 : 名古屋市では「住宅耐震改修証明書」について発行しております。工事完了報告書提出時に申請頂いている場合は、補助金額が確定した際に、補助金の確定通知書とともに証明書を郵送します。

「増改築等工事証明書」は建築士等（※1）が発行する事となっております。

（※1 建築士等とは、建築士事務所登録をしている建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能表示機関、または住宅瑕疵担保責任保険法人の事です。）

§ 12 工事における注意事項

工事における注意事項

構造用合板	構造用合板は JAS の基準に合格した「構造用合板」に限ります。 ※俗に言うコンパネは JAS 規格外のものもあり、構造用合板とは違います。(コンパネとは、コンクリート型枠用の合板です。耐力要素として評価できず、使用されている接着剤等も住宅用のものではないので、ご注意ください。)
	屋外壁に使用する場合には特類に限られます。
	厚さは 7.5mm 以上に限られます。
	JAS 規格品であれば、合板の名称や特類などの類別が刻印されているので、施工時に必ず確認し、刻印されている面を表にして施工してください。
	大壁入隅等は、受材を用いて張らなければならない場合がありますので、注意してください。施工要領については「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」にしたがってください。
	構造用合板にコンセント等の開口がある場合の評価は「木造住宅 低コスト 耐震補強の手引き」の構造用合板の切り欠き、穴あき（開口・孔）ルールにしたがってください。(耐震補強工事完了後、設備業者が勝手に構造用合板に開口してしまったという事が無いよう、開口種類・位置を計画（把握）しておいてください。)
	構造用合板に使用する釘は、JIS A 5508（鉄丸釘）に規定する「N50」を使用することが建築基準法で定められています。よって、梱包用の「FN50」や、「NC50」は不可です。2×4 用の「CN50」は使用できます。
	釘は構造用合板にめり込み過ぎないように施工してください。打ちすぎると、地震時に割れの原因となりますので、注意してください。
大臣認定品等	大臣認定品等の補強部材については、標準仕様等が決まっている場合がありますため、補強部材毎の施工要領にしたがって施工してください。(※工法によっては、施工者等が指定されている場合があります。この場合は、条件を満たしている事の確認書類のご提示をお願いすることがございます。)

筋かい	既設の筋かいを利用する場合等、筋かい断面が補強計算どおりあるか、欠損などを確認してください。 例：既設の筋かいの断面が、補強計算で予定していた 30×90 以上の断面がとれない。 →30×90 を新設する。もしくは筋かい耐力無しで再計算。 筋かい金物をかど金物で代用することは不可です。納まりも考慮して必ず筋かいサイズに応じた金物を使用してください。 (※30×90 の筋交には 1.5 倍金物、45×90 の筋交には 2 倍金物等。) ビスは規定されているビスを、既定の本数施工してください。 ※ 例 なお、仕口金物を優先して筋交いを欠くことは不可です。
かど金物 (仕口金物)	「出来ないから施工しない」ではなく、「施工できるものを選んで施工する」。 ただし、施工が困難な場合は、耐震化支援室の担当者と協議してください。 補強計算において「接合部Ⅰ」と評価している補強壁については、仕口金物を『平成 12 年建設省告示第 1460 号に適合する仕様』にしなくてはなりません。 N 値計算により仕口金物を計画していた場合、筋かいの向き、計画変更により仕口金物の変更が必要になることがあります。ご注意ください。 15kN・20kN のかど金物等で、所定の位置に M16 のアンカーボルトや適切な座金等がないと耐力が評価できないものがあるのでご注意ください。 (P. 22 参照)

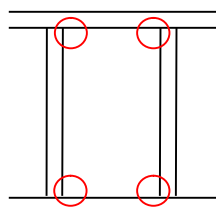
§ 13 写真の撮り方

(1) 写真の撮り方

- 補強計算上、耐震性を向上させるために施工する金物・筋かい・壁・劣化改善箇所等は、全て撮影してください。

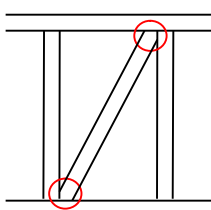
例：

接合部Ⅰまたは接合部Ⅱ



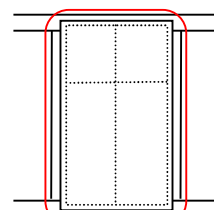
柱・梁、柱・土台接合金物
補強壁 1 箇所原則 4 箇所

筋かい（金物あり）



筋かい金物
上、下 2 箇所

面材（構造用合板等）



構造用合板全体
上部下部が、写らない場合
複数枚に分けて撮影下さい。

- 筋かい金物や仕口金物は柱ビス、梁（土台）ビス、筋かいビスが全て確認できるように撮影してください。（アンカーボルトが必要な金物〔HD 金物や P. 22 の柱仕口金物等〕は、アンカーボルト等も写るように撮影してください。）
- 新設の構造用合板など面材（PB等も含む）は、補強壁全面を撮影してください。
場所の関係で 1 枚に収まらないときは上半分、下半分など、複数枚に分けて撮影してください。
- 上記面材は、『釘またはビスピッチ』、『使用釘、ビス』、『構造用合板の刻印』を撮影してください。（全体が写っていれば各面材につき 1 枚の写真でもかまいませんが、なるべく釘やビスが見えるように撮影してください。複数枚の分割でも可です。）
- 受材を使用する真壁や胴縁仕様・アルミアングル下地などを使用する場合は、下地材の写真も撮影し、添付してください。

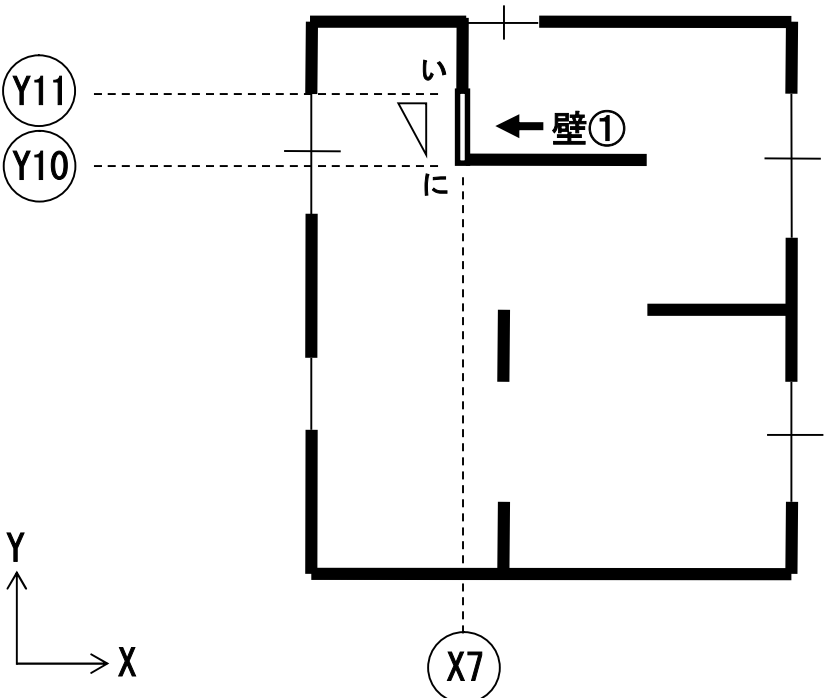
(2) 写真の整理

- 平面図で撮影箇所が分かるように整理し、壁ごとや部屋ごとにまとめてください。
- 撮影時に補強壁・柱ごとに直接番号を書く、またはホワイトボード等を活用して通り名などを写真内に収めて位置を特定しやすく等をする、写真整理の際にどこの写真かわからなくなるといった失敗が少なくなります。
- 写真は必ずカラーで提出してください。（写真にナンバーやページ番号を付けてください。）

(3) 撮影例

写真撮影例

1 階 補強平面図



写真撮影例 補強仕様
壁① (X7-Y10~11) の補強

- ・ 柱仕口金物 (N 値計算による接合部 I)
い「コンパクトコーナー (は)」
「エーステンプレート (は)」
に「ハイパースリム II (へ)」
(※柱仕口金物は設計者判断により、計算値よりも大きいものを使用する事は問題ありません。)
- ・ 新設筋かい
△ 45×90 シングル (筋かい金物有)
(※筋かい金物については、筋かいサイズに応じた金物・ビス (種類・本数) をご使用ください。)
- ・ 構造用合板 (A-111)
t = 12mm 釘 N50@150 四周間柱打ち

<写真整理のポイント>

- 写真をまとめる際にページ番号 (P.1、P.2…)・写真番号 (No.1、No.2…) 等があると、分かりやすくなります。
- 「補強平面図に通名 (X1…、Y1…) を記載する・壁番号 (壁①…) を付ける」等をする、写真と図面の位置が特定しやすくなります。

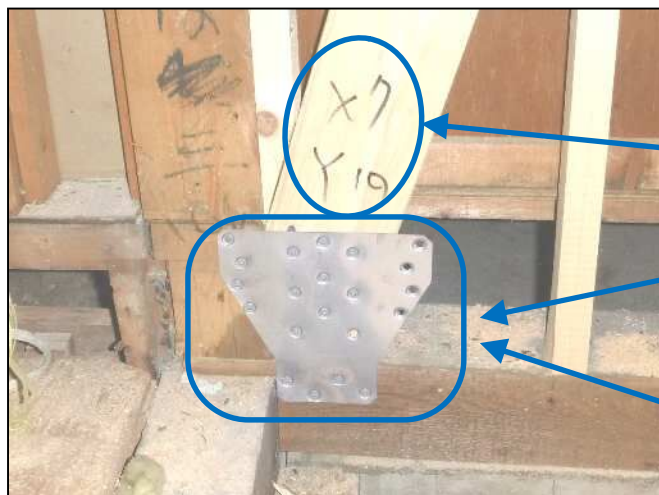


No. 1 壁① 1階 X7-Y10

柱下部仕口金物

<柱仕口金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通り名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく柱仕口金物のビスの色・本数が確認できるよう、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。



No. 2 壁① 1階 X7-Y10

下部筋かい金物

<筋かい金物 撮影等のポイント1>

- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通り名等を入れると分かりやすいです。(ボード等使用する方法もあります。)
- なるべく筋かい金物のビスの色・本数が確認できるよう、撮影してください。(金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。)
- 写真が小さい・ピンボケしている等の原因でビスが見えない場合がありますので、ご注意ください。

※筋かい金物によっては、完成後の写真のみではビスが全て見えないことがあります。必要に応じて、筋かいのビスの施工途中写真と設置後の写真の2回に分ける等を行い、ビスが全て確認出来るようにしてください。



No. 3 壁① 1階 X7-Y10

(写真内通名の表記誤記)

柱下部仕口金物

<柱仕口金物 撮影等のポイント2>

- 柱仕口金物の設置の誤りを減らすため、撮影の際に金物記号を入れる方法もあります。
- 仮に通り名が間違っていることが後から分かった場合、写真横のコメントに写真内の表示が誤記である事と正しい通り名を記載してください。
- 柱金物は対象となる柱の柱頭柱脚両方撮影してください。

※「通し柱」の場合は、1階の場合は柱脚側、2階の場合は柱頭側のみの撮影でよいですが、写真コメントや平面図等に「通し柱」である事が分かるよう記載してください。

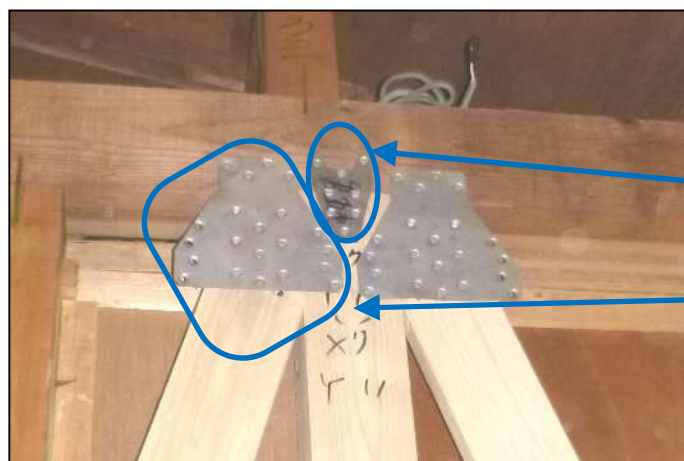


No. 4 壁① 1階 X7-Y11

柱下部仕口金物

＜柱仕口金物 撮影等のポイント3＞

- 施工時の木屑等で、接合部のビスが隠れて見えないことがよくあるため、木屑が多い場合は、撮影前にあらかじめ清掃して頂くと良いと思われます。



No. 5 壁① 1階 X7-Y11

柱上部仕口金物・上部筋かい金物

＜柱仕口金物 撮影等のポイント4＞

- 仕口金物には、柱側・横架材側の向きがあるものもございますので、ご注意ください。

＜筋かい金物 撮影等のポイント2＞

- 30×90の筋かいには1.5倍、45×90の筋かいには2.0倍の筋かい金物・ビスを使用して頂くよう、ご注意ください。（金物毎の仕様のビス・本数にて適切に施工してください。）



No. 6 壁① 1階 X7-Y10～11

筋かい全体・構造用合板下地材

＜筋かい 撮影等のポイント＞

- 接合部の写真のみでは、筋かいの向きが分からなくなる事がある為、接合部の拡大写真＋全体図を撮影する事を推奨します。

＜面材 撮影等のポイント1＞

- 面材での補強の場合で、下地材を取付けている場合、面材を設置する前に下地材の写真を撮影してください。（特に真壁や勝負のある部材、アルミアングルの受材等は写真の撮り忘れにご注意ください。）
- 減災協の構造用合板の切欠き、穴あきルールに従う場合、間柱・裏桟等による区画分けがされているかどうか、下地の写真で判断することもあります。



No. 7 壁① 1階 X7-Y10~11
構造用合板

＜面材 撮影等のポイント2＞

- 全体の写真を撮影頂き、壁全体が1枚に入りきらない場合や、釘やビスが見えにくい場合については、2～3分割程度に分けて撮影頂いてもかまいません。
なるべく釘・ビスが見えるように撮影してください。

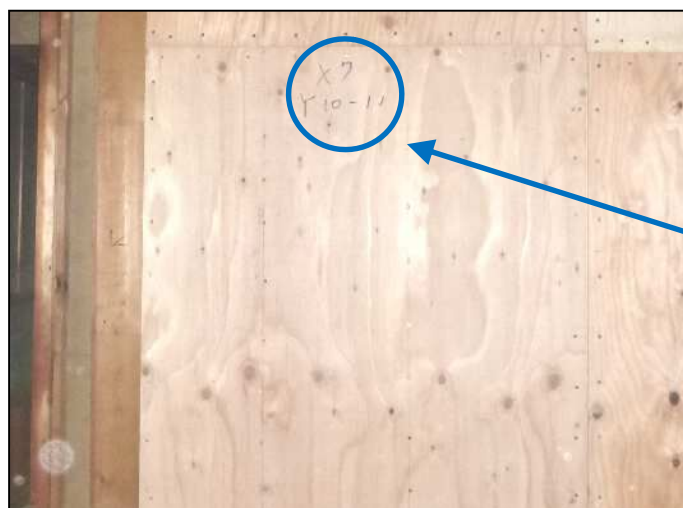
面材写真分割例 (No. 8～10)



No. 8 壁① 1階 X7-Y10~11
構造用合板上部

＜面材 撮影等のポイント3＞

- 特に四周打ちや上下開きの場合、上部の釘・ビスの状況・構造用合板等の状況が影などで見えなくなっている事が多いので、ご注意ください。



No. 9 壁① 1階 X7-Y10~11
構造用合板中央

＜面材 撮影等のポイント4＞

- 後から場所が特定できるよう、撮影の際に通り名等を入れると分かりやすいです。
(ボード等使用する方法もあります。)



No. 10 壁① 1階 X7-Y10~11
構造用合板下部

＜面材 撮影等のポイント5＞

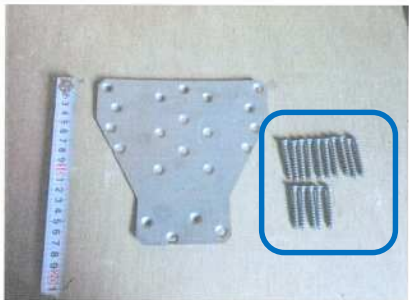
- 特に四周打ちの場合、下部の釘・ビスの状況が床板などで見えなくなっている事が多いので、ご注意ください。



No. 11 壁① 1階 X7-Y10~11
仕上げ

＜仕上 撮影等のポイント＞

- 着手届等でご提出いただいた写真と比較し、同等の仕上げとなっているかを確認いたします。
- 復旧予定の壁・天井・床が写るように撮影してください。
- 荷物がある場合は、なるべく荷物が無い状態で撮影してください。

仕口金物・筋かい金物・釘リスト（例）	
仕口金物	 柱脚柱頭金物 ハイパースリム [カネシン]  柱脚柱頭金物 ビックコーナー [カネシン]
筋かい金物	 筋かい金物 1.5倍 リベロ [タナカ]  筋かい金物 DP-2ジャストンプレート [カネシン]
釘	 N 5 0  N 7 5
構造用合板	 構造用合板 JAS規格 特類 12mm ＜材料 撮影等のポイント＞ ●金物写真を撮影する際は、ビスを並べて撮影頂き、色・長さが分かるようにしてください。 ●名称が分かるよう、コメント欄に材料名等を記載してください。 ●構造用合板はスタンプ部分を拡大撮影してください。（構造用合板の厚さや外壁用（特類）を使用しているかを確認します。）

【問い合わせ先】

名古屋市住宅都市局耐震化支援課

TEL 052-972-2921（直通）

FAX 052-972-4179

E-mail a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp